

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金 Q & A（よくあるお問い合わせ）

令和3年9月21日

※ 随時更新します

Q 1 補助対象となる事業の具体的なイメージは。

A この補助制度では、外国人の日本語学習の機会が継続的に得られる事業であるかという点を審査基準としています。具体的な事例は

① 日本語学習に関するもの

日本語教室への参加、プライベートレッスンの受講、オンラインレッスンの受講 など

② 地域住民との交流等に関するもの

地域行事への参加、地域住民との交流会・ツアーへの参加 など

（例：信玄公祭り、国際フェスタ等へのブース出展）

※社員旅行などの社内イベントは対象外ですが、地域住民が参加するものであれば申請可能です。

ここに挙げたのは一例ですので、申請を検討される場合は、具体的な内容とともに事務局へご相談ください。

Q 2 外国人に自主学習をしてもらうための教材費は対象となるか。

A 単に教材を購入して外国人に支給するのみでは、対象となりません。

この補助制度では、企業等が主導的に、外国人の日本語学習の機会を提供し、日本語能力の向上を支援する取り組みを対象としています。このため、一定の知識や経験を有する指導者のもとで学習機会が得られる日本語教室等への参加を推奨します。

自社の社員等が教育を行うことも想定されますが、当該教材を使用して継続的に日本語学習・指導を行う体制を構築していることを証する資料等をご提供いただく必要があります。なお、その際の社員の時間外手当は補助対象外です。

Q 3 入国後講習（研修）の経費も対象となるのか。

A 入国後講習（研修）のみを対象経費とした申請は不可です。

この補助制度では、外国人の日本語学習の機会が継続的に得られることが重要であると考えております。このため、継続的な日本語学習に関する取り組みがあった上で、当該経費を対象経費として申請することは可能です。その際は、外国人が入

国する前に補助金の交付決定を受ける必要があり、入国日が分かる資料をご提出ください。

※入国後講習（研修）費については、日本語学習に係る経費のみが対象となりますので、当該経費を示す内訳を記載した見積書の提出をお願いします。

Q 4 オンラインレッスン受講のための PC 購入は補助の対象となるか。

A パソコンは資産と見なされるため、対象となりません。
事業期間内のリース契約費については、申請可能です。

Q 5 必ず日本語教室に通わなければならないのか。

A この補助制度では、外国人の日本語学習の機会が継続的に得られることが重要であると考えております。このため、一定の知識や経験を有する指導者のもとで学習機会が得られる日本語教室等への参加を推奨します。

自社の社員等が教育を行うことも想定されますが、当該教材を使用して継続的に日本語学習・指導を行う体制を構築していることを証する資料等をご提供いただく必要があります。なお、その際の社員の時間外手当は補助対象外です。

Q 6 事業の計画内容はどこまでの具体性が必要ですか。

A 計画内容と見積書の整合性がとれること、日本語学習の機会が継続的に得られる内容の計画が含まれていることが分かるように現状と課題、具体的な目標をご記入ください。

(例：N3 レベルの合格、1 2月の日本語能力試験受験など)

Q 7 コロナの影響で県外での日本語能力試験を受験できない可能性があるが、どうすればよいか。

A 市販の試験問題や過去問等を用いて模擬試験を行い、成果を測ることも可能です。

Q 8 事業実施期間の設定はどのように行うのか。

A 事業開始は交付決定日以降に可能となりますので、事業開始予定日は余裕をもった日付に設定した上で、余裕を持ったスケジュールにて交付申請を行ってください。入国後講習の経費も申請される場合は、外国人が入国する日以前の日付で設定する必要があります。

事業完了予定日は、実績報告のための日本語試験の結果公表日及び補助対象経費の支払いが完了し領収書が発行される日を考慮した日付で設定ください。最大で2月末日までです。

事業完了日から1ヶ月後、もしくは3月5日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要がありますので、そちらも併せて考慮ください。

Q9 やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワークへの参加が必要か。

A 補助金交付申請の前に「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」への加入が必要です。交付申請をお考えの際は、先ずネットワークへの加入手続きを行ってください。

Q10 社会福祉法人でも申請が可能か。

A 令和3年度から、社会福祉法人、医療法人及び公益法人が補助対象者に加わりましたので、申請可能です。

Q11 新たに外国人を雇用する場合には、どのようなことか。

A 今後、外国人採用を実施する・検討するといった、県内企業等の積極的な外国人受入活動を支援するための制度となっており、以下のケースを想定しております。

- ① これまで外国人を雇ったことがなく、初めて外国人を採用した場合
- ② 既に外国人を雇っているが、新たに外国人を採用した場合

Q12 EPA 介護福祉士の補助金を受けているが、重複して受けることは可能か。

A 重複して受けることはできません。(交付要綱第5条第3項)
なお、補助対象者が異なれば受けることができます。

Q13 誓約書の印は2カ所同じでも問題ないか。

A 法人名には社印、代表者名には代表者印を押印ください。

Q14 実績報告とは具体的に何を提出する必要があるか。

- A 以下の書類等を提出いただきます。
- ① 実績報告書 様式第6号および別紙1
 - ② 事業収支決算書 様式第6号別紙2

- ③ 支出証憑（領収書、請求書）
- ④ 日本語能力試験結果
- ⑤ 補助金振込先口座の詳細（通帳の口座名義が記載されたページの写し）

※ 事業完了予定日の概ね1ヶ月前に、事務局からご案内及び様式を送付します。